

社会福祉法人どんぐり福祉会 評議員・役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人どんぐり福祉会（以下「本法人」という。）の定款8条、及び21条に基づき、評議員・役員に対する報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、評議委員会の都度5,000円を支給する。役員報酬は常勤、非常勤にかかわらず、各年度の総額で160,000円を超えない範囲で、理事会の都度5,000円を支給する。

(報酬支払い方法)

第3条 前条に規定する報酬は、現金をもって、その都度、本人に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、法人の業務に関し、交通費を負担した場合、その実費を弁償する。

附 則

この規定は平成30年6月27日から施行する。